

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

非常勤職員勤務対応速報④

2020年4月22日 全組合員配布・分会揭示

「新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業に伴う非常勤講師等の勤務について（通知）」の撤回へのとりくみ（まとめ）

4月14日～4月22日までの経過

- 4月14日（火） 高校課より「臨時休業に伴う非常勤講師等の勤務について（通知）」が発出
→非常勤職員は勤務できない。報酬が支払われないという事態に
- 4月15日（水） 高校課へ新高教が抗議 速報①
- 4月16日（木） 新教連で要求書を提出 全分会へ抗議文のとりくみを指示
- 4月17日（金） 速報②
- 4月21日（火） 高校課より新教連へ説明
- 4月22日（水） 高校課より「臨時休業に伴う非常勤講師等の勤務について（通知）」が発出
速報③
→非常勤職員の在宅勤務が可能に
勤務できなかった4月分については5月末までに勤務を割り振る

補足（新高教案）

これまで勤務を命じられなかった勤務時間分については、 4月中に在宅勤務として勤務する

- ①年度当初に予定され、4月15日から通知発出までの臨時休業において割り振らなかった勤務時間については、5月末日までの勤務時間に加えて命ずるとなった
- ②在宅勤務も認められていることから、臨時休業中に在宅勤務として、割り振ってしまうと負担が少ないのではないかと考える（持ち時間数など個々の事情にもよります）
- ③4月中に勤務することで5月に予定通りの給与が支給される

短い期間のとりくみだったが、非常勤職員の方々の生活を守ることができた。速報でも周知したように、国通知において、「非常勤職員の業務体制の確保」が謳われているなか、県教委は「8月にスライドして勤務してもらおう」という説明をした。新型肺炎感染症防止に伴う対応は、これまで誰も経験をしたことのない緊急事態であり、その中で非常勤職員の方々を排除しようとしたことは全くもって理解することができない。この間現場からは「辞令書をもっていないにもかかわらず勤務を命じないとは何事だ」「給与支給日変更の説明がない」「これまで文書での説明はなく口頭のみ」「『出勤不要』の電話連絡一本だけで放置していいと思っているのか？」などといった声も多く寄せられた。今後も新高教は非常勤職員の処遇改善のとりくみを行っていく。ご協力ありがとうございました。

新高教HP 【新潟高教組で検索】

成績処理業務は6ヶ月の設定が標準です 考査の回数ではありません